

神奈川県監査委員報告第 12 号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 11 日

神奈川県議会議長 加藤 元 弥 殿
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員 村上 英 嗣
同 吉 川 知 恵子
同 中 家 華 江
同 しきだ 博 昭
同 松 本 清

第 1 監査の種類

財務監査（随時監査）

第 2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第 4 監査実施箇所数

本庁機関 1 か所

第 5 監査実施日

令和 5 年 3 月 29 日

第 6 監査の実施内容

令和 4 年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、くらし安全防災局防災部危機管理防災課が予算の執行に当たり科目を誤っていた事態を不適切事項として指摘したことから、同局における経理に関する事務を集約して行うこととされている本庁機関 1 か所においても、当該予算の執行状況を臨時に監査した。

第7 監査の結果

監査の結果、本庁機関1か所において不適切事項が1件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

くらし安全防災局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
総務室	令和5年3月29日(令和5年2月9日職員調査)	予算の執行において、令和3年4月分の電気料金203,566円の支払遅延に係る延滞利息224円の執行に当たり、「(節)補償、補填及び賠償金」とすべきところ、電気料金と併せて全額を「(節)需用費」で執行していた。